

京都大学	博士（文学）	氏名	山本恭裕
論文題目	A semantic approach to Ilocano Grammar (意味論的アプローチによるイロカノ語文法)		
(論文内容の要旨) 本論文は、フィリピン共和国ルソン島北西部に主に分布するオーストロネシア語族の言語であるイロカノ語を対象として意味が語彙や文法に反映される様相に注目して記述を行うものである。記述は論者自身による北部ルソンでのフィールドワークにより得たデータに基づいている。本論文は全6章からなる。 第1章はイロカノ語の概要とその話者に関する記述である。まず、イロカノ語の系統、母語としてのイロカノ語使用、リンガ・フランカとしての使用について述べ、言語の特徴としては、音素体系、動詞の屈折の特徴、語順など、基本的な事実を確認している。次に正書法、本論文の目的と射程、データの出处について述べる。 第2章では、イロカノ語の音韻論の記述と分析を行っている。音素の同定、音節構造と音節の重さ、強勢の付与規則を扱うほか、半母音の挿入、母音の半母音化などの音韻過程が分析に含まれる。論者はイロカノ語に15の子音と4の母音を認める。これまで研究者により異なる位置付けが与えられてきた声門閉鎖音については、その分布を特定し、特定の環境において基底に存在するものの、それ以外の環境では挿入子音とみなすべきであると論じる。次に、これまでの先行研究において二重母音と記述されてきたものは、その分布から母音と子音の連続と分析すべきだと主張する。 論者によると、イロカノ語の音韻過程の多くは、非適格な音節構造を修復する役割を果たしている。音節構造は必ず頭子音を持つC(C)V(C)であるが、これは声門閉鎖音の挿入に関わる背景の一つとなる。次に、イロカノ語において重音節と見なせるのは長母音を含む音節のみであるとし、このことを踏まえると、次末音節が重音節である場合その次末音節に強勢が落ち、そうでなければ最終音節に強勢が落ちるといえ、強勢の付与はほとんど全てが予測可能であると論じる。最後に半母音の挿入や同化などの他の音韻過程を分析する。これらの音韻過程を記述するために、イロカノ語が少なくとも三つの異なる音韻語を持つと仮定している。通言語的に、強勢付与により定義される音韻語は、他の現象により定義される音韻語のドメインよりも広い傾向が知られているが、イロカノ語もそのような報告に合致するわけである。以上に見たイロカノ語の音韻過程のデータは、母音と子音に対して統一的なアプローチをとる素性理論を支持するというのが論者の見解である。 第3章はイロカノ語の形態統語論を扱うものである。具体的には、動詞クラスと動詞の屈折及び派生形態論、名詞句の構造及び節の構造について論じている。論者による			

と、イロカノ語の動詞は接辞により派生される、形態的に規定される語類であり、フォーカスシステム、アスペクト、意志性を動詞的カテゴリーとして含む。論者は動詞を意味・形態・統語的基準により動的動詞と静的動詞に分類することを提案する。動的動詞はフォーカスシステムという派生形態法に従い、行為者焦点 (Actor focus)、対象焦点 (Patient focus)、場所焦点 (Locative focus)、移動物焦点 (Conveyance focus) という4つのカテゴリーが区別される。また、動的動詞はアスペクトについて三つの屈折形式をもつ。動的動詞はさらに Potentive と呼ばれる形態クラスへの屈折も見せるが、この形式は動作の非意図性や無意志性を表現するほか、動作が遂行されたことを表現するのに使用されたとする。以上のような動的動詞に特有の派生・屈折を持たない動詞が静的動詞とされる。静的動詞がカバーする意味範囲として、関係性、規模、物理特徴、価値の良し悪し、速さ、色、難易度、人間性などが挙げられる。

次に論じられるのがイロカノ語の名詞句の構造である。名詞句に関わる品詞について、それぞれの特徴が述べられる。例えば人称代名詞、固有名詞、一般名詞、指示詞は格組織、数のシステム、冠詞の共起の仕方に明らかな違いが認められる。名詞句は名詞、冠詞、形容詞、数詞、指示詞、関係節などから構成されるが、どれも必須要素ではないことから、論者はこれを外心的な構造を持つものだと結論付ける。

最後にイロカノ語の節の構造が取り上げられる。節の中で名詞や形容詞も動詞同様に述語として機能すること、一つの節は最小でゼロ、最大で二つまでの必須項を含むことができることが示される。純粋に意味に基づく概念としての動詞の結合価と、統語的な項の数により定義される他動性を厳密に区別しながら、論者は結合価と項の数が明らかにミスマッチを示す例を挙げている。

第4章では補文と補文を取る述語が扱われる。イロカノ語の補文を取る述語には、引用、発話、知覚、命題への態度、様相など、意味的に様々な種類が存在する。論者はこうした述語は、それらが項として取る補文の構造の関数であると主張する。その根拠は、時間的近接性や使役性が高い述語タイプであるほど、補文が持ちうる形態統語的性質が強く制限されるという事実である。論者は補文内の動詞の屈折の在り方や、主節との間の項の共有の義務性を観察し、ここに意味と形式の対応関係が反映していることを見出している。例えば、「言う」、「説明する」などの発話を表す述語タイプでは、主節が表現する発話事象と、補文が表現する事象の間の時間的近接性および影響は小さい。このような場合、補文の動詞の屈折可能性は一切制限されず、また項の共有も義務的ではない。一方で、「始める」、「終える」のような事態の局面を表す述語タイプでは、補文が表現する命題の真理値は主節命題の真理値に含意されるため影響が大きく、二つの事象の時間的近接性も高い。このような述語タイプの取る補文において、動詞屈折が限定的で項の共有が必須となるのはそのためだと、論者は指摘する。

第5章はイロカノ語の移動表現についての記述である。この分野では Leonard Talmy の移動表現類型論が大きな影響力をもっている。その類型論においては、経路を主動詞で表現するかどうかで言語を大きく二分することが提案されている。論者はこの説がもたらした近年の議論の展開と課題を示し、イロカノ語に関して以下の点を議論する。

論者はまず、イロカノ語の移動表現に関わる語彙資料と用法を提示し、この言語が経路動詞、様態動詞を特に豊富に持つと指摘する。

次に、移動事象を表現する手段として動詞連続構文が存在することを示す。論者によると、動詞連続構文は複数の独立した動詞を含む単節の構文であり、これらの構文では少なくとも必ず一つの項が全ての動詞によって共有される。論者は6つの形態統語的特徴を検討し、動詞連続構文には3つのサブタイプが存在することを指摘する。

以上に導入された表現の使用について、移動を構成する意味要素が文のどの位置で表現されるか、移動事象は単節で表現されるか、複数の節で表現されるか、に関わる事実が示されてゆく。論者は動作を録画したビデオを話者に見せ、当該の動作を表現させる実験を行い、その結果、イロカノ語において移動事象の描写が主に単節で行われるということを明らかにしている。また、自律的な移動の描写には主に動詞連続構文が使用され、そのため経路は様態などの要素と同様に動詞で表現される。使役移動についても、単節による描写が多数であり、経路は動詞で表現される。イロカノ語では経路が動詞以外で表現されることがほとんどない。移動の場所(ground)の表現には主に指示副詞や名詞句が使用されるが、これらは起点、着点、通過点といった経路の区別に関わらず同じ形式が用いられる。さらに、経路動詞を用いずに様態動詞によって経路を表現する構文の存在が報告される。経路についてはさらに、単節で表現可能な移動事象の複雑さに制約があり、イロカノ語の単節の移動表現が複数の方向表現を含めないことを明らかにしている。

最後に、イロカノ語の「来る」に相当する動詞が話者空間への移動を表現するが、「行く」に相当する動詞は直示的な指定を持たない総合的な移動を表す動詞であり、直示的な意味は推論によって生じる含意だと論じている。

第6章はイロカノ語の時間指示に関して記述を行っている。イロカノ語では動詞の屈折により視点アスペクトが表現される。この言語は時制を持たず、そのため節の形態統語構造は未来や過去といった時間に影響されない。本章では、時制を持たないイロカノ語において、副詞的表現や動詞屈折、語用論的な原則により様々な時間概念が表現されることが示された。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、フィリピン共和国ルソン島北西部に主に分布するオーストロネシア語族の言語であるイロカノ語を対象として、意味が語彙や文法に反映される様相に注目して記述を行うものである。イロカノ語の文法記述はこれまでになかったわけではないが、意味に着目した上でそれぞれの言語形式について形態統語的特徴を明らかにしてゆく記述は独創性が高い。記述の内容も、細やかな観察を踏まえており、特に移動表現及び動詞連続構文については、フィリピンの諸言語の記述としては群を抜いて詳細である。最新の議論を踏まえて理論的貢献をしている点も評価できる。

第1章は導入部であり、イロカノ語の系統、母語及びリンガ・フランカとしてのイロカノ語の使用について述べ、ついで言語の特徴として、音素体系、動詞の屈折の特徴、語順など、基本的な事実を確認している。また、正書法、本論文の目的と射程、更に、論者自身によるフィールドワークとデータの性質について述べている。

第2章では、イロカノ語の音韻論の記述と分析を行っている。音素の同定、音節構造と音節の重さ、強勢の付与規則を扱うほか、半母音の挿入、母音の半母音化などの音韻過程が分析に含まれる。これまで研究者により異なる位置付けが与えられてきた声門閉鎖音については、その分布を特定し、基底に存在するものと、挿入子音とみなすべきものを区別する。また、これまでの先行研究において二重母音と記述されてきたものは、その分布から母音と子音の連続と分析すべきだと主張する。音節の重さと強勢との関係については、基底の長母音を想定し、長母音を含む音節のみを重音節と認めれば、強勢の付与はほとんどの場合予測可能であると論じる。論者は、通言語的な観点からこれらの記述の妥当性を示し、更に理論的貢献を念頭においた指摘をしている。例えば、イロカノ語の音韻過程の記述に必要な複数の音韻語は、ドメインの相対的な広さの点で通言語的な傾向に合致することを確認している。また、論者によればイロカノ語の音韻過程のデータは、母音と子音を統一的に扱う素性理論を支持する。

第3章はイロカノ語の形態統語論を扱うものである。論者によると、イロカノ語の動詞は接辞により派生される、形態的に規定される語類である。論者は動詞を意味・形態・統語的基準により動的動詞と静的動詞に分類することを提案する。動的動詞はフォーカスシステムという派生形態法に従い、アスペクトについて三つの屈折形式をもつほか、Potentive と呼ばれる形態クラスへの屈折も見せる。以上のような動的動詞に特有の派生・屈折を持たない動詞が静的動詞とされる。次に、名詞句に関わる品詞について、格組織、数のシステム、冠詞の共起の仕方などの特徴の違いを指摘し、名詞句を構成する要素については、必須のものがいないため名詞句は一般に外心的な構造を持つものだと結論付ける。最後にイロカノ語の節の構造について、述語として機能する品詞、含みうる必須項の制限を示し、意味に基づく動詞の結合価と項の数に基づく統語的な他動性のミスマッチの例から、二つの概念を厳密に区別すべきだと説く。

第4章では補文と主節述語の関係を扱っている。すでに言語の一般論において補文の主節への意味的統合度が構文の在り方に影響を及ぼすことが指摘されているが、論者は補文内の動詞の屈折の在り方や主節との間の項の共有の義務性を意味タイプ別に観察し、イロカノ語においては時間的近接性と使役性が高い述語タイプであるほど、補文の形態統語的性質が強く制限されるという意味と形式の相関を見出している。

第5章はイロカノ語の移動表現についての記述である。移動表現の理論を確認した後、イロカノ語の移動表現に関わる語彙資料と用法を提示し、この言語が経路動詞、様態動詞を特に豊富に持つと指摘する。次に、移動事象を表現する手段として動詞連続構文があることを示す。論者によると、動詞連続構文は複数の独立した動詞を含む単節の構文であり、6つの形態統語的特徴によって3つのサブタイプに分けられる。移動表現と節との関係については、動作を録画したビデオを話者に見せ、当該の動作を表現させる実験を行い、その結果、イロカノ語において移動事象の描写が主に単節で行われることを明らかにしている。論者の指摘で重要なのは、移動を構成する意味要素のうち、経路の表現に関するものである。移動の場所の表現には主に指示副詞や名詞句が使用されるが、これらには起点（「～から」）、着点（「～に」）といった経路の区別の標識がつかない。場所表現が起点、着点、通過点のいずれであるかは、動詞によって決定されるのである。また、論者が指摘する通り、イロカノ語の移動表現の性格は、近年ひろく行われている移動表現類型論に見られるように、経路を主動詞で表現するかどうかで言語を大きく二分することでは捉えきれない。

第6章はイロカノ語の時間指示に関して記述を行っている。イロカノ語では動詞の屈折により視点アスペクトが表現される一方、文法的な時制が存在しないため節の形態統語構造は未来や過去といった時間に影響されない。この章では副詞的表現や動詞屈折、語用論的な原則により様々な時間概念が表現されることが示されている。

本論文の構成、分析に問題点が残されていることも事実である。「意味的アプローチ」を謳う論文としては、第2章の音韻論の記述・分析は唐突の感を否めない。また、基底に長母音のみを認めてアクセントを導出する分析、イロカノ語の名詞句が一般に外心構造をもつとする分析などには、十分な説得力があるとはいえない。しかし、必要に応じて別の分析の可能性も示されており、また全体としては詳細な記述による資料性の高さ、一般論を踏まえた議論による理論的貢献が認められる。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2019年2月19日、調査委員4名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。